

越監告示第 12 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、今立総合支所の監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 26 日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 城戸 茂夫

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、標記の監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の執行期間

- ・ 市民福祉課 平成31年3月7日(木)～3月11日(月)
- ・ 地域振興課 平成31年3月7日(木)～3月11日(月)

2 監査の対象

平成30年2月から平成31年1月末日までの所管業務全般

3 監査方法

- (1) 都市監査基準に基づく審査
- (2) 提出資料、関係職員の説明聴取

4 監査結果

概ね適正に執行されていると認められた。